

高校生等への修学支援制度の概要(鳥取県)

平成30年2月 現在

高等学校等へ進学(在学)する場合、教科書代、制服代等の様々な経費が必要になります。

鳥取県等では、経済的な理由により高等学校等への進学を断念することがないよう、奨学金等の修学支援制度を設けています。

ここでは、制度概要を記載しています。詳細については、担当する各機関にお問い合わせください。

※ 制度は、資料作成時における内容であり、随時、改定される場合があります。最新の状況については、必ず各実施機関のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

※ この資料には、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程など(主に中学校卒業後の教育機関)に進学(在学)される方への修学支援制度を掲載しています。大学、短大、専修学校専門課程など(主に高等学校卒業後の教育機関)に進学(在学)される方への内容は掲載していませんので、ご注意ください。

1 高等学校等就学支援金制度について

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、国公立高等学校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費の負担を軽減します。

区分	高等学校等就学支援金制度
対象	<ul style="list-style-type: none">○ 平成26年4月以降に入学された方。○ 国公立高等学校(全日制、定時制、通信制)、私立特別支援学校高等部、高等専門学校(第1~3学年まで)及び専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くもの)、専修学校の一般課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校に在学する生徒。○ 保護者等(注)の市町村民税所得割額が30万4,200円未満(年収910万円程度)である方が対象です。 (注)原則、親権者(両親がいる場合は2名の合算額で判断。)、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者又は生徒本人の市町村民税所得割額で判断。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。○ 学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみです(科目履修生・聴講生は対象ではありません)。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象とはなりません。○ 国公立問わず「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上の世帯では授業料をご負担いただくこととなります。 就学支援金の支給限度額 全日制は月額9,900円【公立の定時制高校は月額2,700円、通信制高校は月額520円、私立の定時制・通信制高校は月額9,900円】です。○ 「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生等世帯の方には、就学支援金の加算があります。(授業料額が上限) 0円(非課税)(年収250万円未満程度) 2.5倍(全日制の場合24,750円/月) ~5万1,300円未満(年収250~350万円程度) 2倍(全日制の場合19,800円/月) ~15万4,500円未満(年収350~590万円程度) 1.5倍(全日制の場合14,850円/月)
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 制度を利用するには、申請書(学校において配布)と、課税証明書(注)(市区町村の窓口で発行されます)等の所得を証明する書類の提出が必要です。 (注)市町村民税所得割額が確認できるもの(市町村民税税額決定通知、納税通知書、課税証明書等)
お問い合わせ先	公立学校：鳥取県教育委員会事務局高等学校課(0857-26-7929)又は在学する各高校 私立学校：鳥取県地域振興部教育・学術振興課(0857-26-7022)又は在学する各高校

※私立高等学校等には、経済的な理由などにより授業料の納付が困難な家庭に対する授業料等減免制度もあります。詳しくは、在学する学校にお問い合わせください。

2 奨学金等の貸付制度について

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等																										
<p>とっとりけんいくえいしやうがくしきん 鳥取県育英奨学資金</p> <p>(お問い合わせ先) 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室 (0857-29-7145) (http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku)</p>	<p>(主な申請要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内に住所がある方の子どもで、対象学校に在学する方。 ○ 世帯の年間所得額が一定の基準以下であること。 ○ 県の同種類の奨学資金や県以外の奨学資金で育英奨学資金と同等もしくは条件が有利な奨学資金を受けていないこと。 ○ 連帯保証人 1 名と保証人 (別生計) 1 名が必要。 <p>(対象学校)</p> <p>高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程等</p> <p>(申込時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予約申込 (中学 3 年生対象) 7 月下旬～9 月頃に申込み。 ○ 対象学校入学後の申込 毎年 4 月に申込み。 ○ 緊急の申込 (対象学校入学後) 随時申込み。(家計急変の場合) 	<p>(貸付)</p> <p>○奨学資金 (無利子)</p> <table border="1" data-bbox="975 383 1540 595"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">貸付額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学 18,000 円</td> <td>自宅外通学 23,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学 30,000 円</td> <td>自宅外通学 35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(返還)</p> <p>○返還期間 15 年以内 (学校を中途退学、貸与を辞退する場合等は 10 年以内)</p> <p>○返還方法 貸与終了後、6 ヶ月の据置期間経過後、半年賦又は月賦の方法により返還。</p> <p>○返還猶予制度 進学、災害、傷病等の場合は、申請により返還が猶予される場合があります。</p>	区分	貸付額 (月額)		国公立	自宅通学 18,000 円	自宅外通学 23,000 円	私立	自宅通学 30,000 円	自宅外通学 35,000 円																	
区分	貸付額 (月額)																											
国公立	自宅通学 18,000 円	自宅外通学 23,000 円																										
私立	自宅通学 30,000 円	自宅外通学 35,000 円																										
<p>ほしふしかあふかくしきん 母子 父子 寡婦 福祉 資金 (修学資金・就学支度資金)</p> <p>(お問い合わせ先) お住まいの市町村又は東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局</p> <p>(ひとり親支援 HP) 鳥取県ひとり親家庭支援サイト http://www.tori-hitorioya.com</p>	<p>(主な申請要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母、父子家庭の父 (県内に住所を有し、扶養する児童が対象学校に入学する場合) 又はその扶養する児童本人。 ○ 県内に住所を有する父母のない児童。 ○ 修学資金は鳥取県育英奨学資金を受けていないこと。 ○ 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となります。 ○ 原則として連帯保証人が必要です。 ○ 母子・父子自立支援員等が借主、連帯借主に対し面談を実施。 ※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸し付けます。 <p>(対象学校)</p> <p>高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程</p> <p>(申込時期)</p> <p>随時申込み。 ※申請いただいてから貸与決定までに時間を要する場合がありますので早めにご相談ください。</p>	<p>(貸付)</p> <p>○修学資金 (無利子)</p> <table border="1" data-bbox="975 1216 1540 1630"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">貸付限度額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高校、専修 (高等)</td> <td>国公立</td> <td>自宅通学 27,000 円</td> <td>自宅外通学 34,500 円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学 45,000 円</td> <td>自宅外通学 52,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高専</td> <td>国公立</td> <td>自宅通学 31,500 円 (67,500 円)</td> <td>自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学 48,000 円 (79,500 円)</td> <td>自宅外通学 52,500 円 (90,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は 4 年次以降の貸付限度額</p> <p>○就学支度資金 (入学時のみ：無利子)</p> <table border="1" data-bbox="975 1704 1540 1917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立の高校、高専、専修 (高等)</td> <td>自宅通学 150,000 円</td> <td>自宅外通学 160,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立の高校、専修 (高等)</td> <td>自宅通学 410,000 円</td> <td>自宅外通学 420,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(返還)</p> <p>○返還期間 修学資金 (20 年以内)、就学支度資金 (5 年以内)</p> <p>○返還方法 学校卒業後、6 ヶ月の据置期間経過後、年賦・半年賦・月賦の方法により返還。</p>	区分	貸付限度額 (月額)		高校、専修 (高等)	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円	私立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円	高専	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)	私立	自宅通学 48,000 円 (79,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (90,000 円)	区分	貸付限度額		国公立の高校、高専、専修 (高等)	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円	私立の高校、専修 (高等)	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円
区分	貸付限度額 (月額)																											
高校、専修 (高等)	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円																									
	私立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円																									
高専	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)																									
	私立	自宅通学 48,000 円 (79,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (90,000 円)																									
区分	貸付限度額																											
国公立の高校、高専、専修 (高等)	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円																										
私立の高校、専修 (高等)	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円																										

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等																		
<p>せいかつ ほうくし しきん (きょういく) 生活福祉資金 (教育支援費・就学支度費)</p> <p>(お問い合わせ先) お住まいの市町村社会福祉協議会又は鳥取県社会福祉協議会 (http://www.tottori-wel.or.jp) (0857-59-6333)</p>	<p>(主な申請要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯。(前年所得の1/12が生 活保護費の2倍額未満の世帯) ○ 母子父子寡婦福祉資金、その他公的資 金の貸付けを受けていないこと。 ○ 世帯内で連帯借受人が必要。 <p>(対象学校) 高等学校、特別支援学校高等部、高等専 門学校、専修学校高等課程</p> <p>(申込時期) 随時申込み。</p>	<p>(貸付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費(無利子) 高校等 35,000円以内(月額) 高専 60,000円以内(月額) ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5 倍の額まで貸付可能。 ○就学支度費(無利子) 500,000円以内 <p>(返還)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○返還期間 20年以内(学校卒業後、6ヵ月の据置期間 経過後返還開始) 																		
<p>にほん がくせい しえん きこう の 奨学金 (こうせんもんがっこう 対象分)</p> <p>(お問い合わせ先) (独)日本学生支援機 構(http://www.jasso.g o.jp) または、在学する学校の 奨学金担当窓口</p>	<p>(主な申請要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種奨学金(無利子) 特に優れた生徒で経済的理由により 著しく修学困難な方。 ○ 第二種奨学金(有利子) 第一種奨学金より緩やかな基準によ り選考。 <p>(対象学校) 高等専門学校(第一種は全学年対象、第 二種は4,5学年対象)</p> <p>(申込時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予約申込(中学3年生対象) 10月~12月中旬申込 ○ 高専入学後の申込(定期採用) 毎年春頃の申込 ○ 緊急の申込(高専入学後) 随時申込み。(家計急変の場合) 	<p>(貸付)</p> <table border="1" data-bbox="965 689 1544 1169"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">貸付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一 種</td> <td>国立</td> <td>自宅通学 21,000円 (45,000円)</td> <td>自宅外通学 22,500円 (51,000円)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学 32,000円 (53,000円)</td> <td>自宅外通学 35,000円 (60,000円)</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="2">10,000円(30,000円)</td> </tr> <tr> <td>二 種</td> <td colspan="3">3万円,5万円,8万円,10万円,12万円から選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内の額は4年次に進級した場合の額。 ただし、家計支持者の年収が一定額以上の場 合は、2万円、3万円、4万円、5万円のう ち()内より低い金額からの選択となる。 ※一種の共通は区分にかかわらず選択可能。</p> <p>(返還)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○返還方法 貸与終了後、6ヵ月の据置期間経過後、返 還開始(口座振替制度に加入することが必 要)。 平成29年度採用者より新所得連動返還型 奨学金制度が利用可。(第一種奨学金採用者 のみ) ○返還猶予制度 進学、災害、傷病等の場合は、申請により 返還が猶予される場合があります。 	区分		貸付額(月額)		一 種	国立	自宅通学 21,000円 (45,000円)	自宅外通学 22,500円 (51,000円)	私立	自宅通学 32,000円 (53,000円)	自宅外通学 35,000円 (60,000円)	共通	10,000円(30,000円)		二 種	3万円,5万円,8万円,10万円,12万円から選択		
区分		貸付額(月額)																		
一 種	国立	自宅通学 21,000円 (45,000円)	自宅外通学 22,500円 (51,000円)																	
	私立	自宅通学 32,000円 (53,000円)	自宅外通学 35,000円 (60,000円)																	
	共通	10,000円(30,000円)																		
二 種	3万円,5万円,8万円,10万円,12万円から選択																			

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等											
<p>あしなが奨学金 <small>しょうがくきん</small></p> <p>(お問い合わせ先) あしなが育英会 HP お 問い合わせフォーム (http://www.ashinaga.org) またはあしなが育英会事 務局(03-3221-0888)</p>	<p>(主な申請要件) 保護者の方が病気、災害、自死などで亡 くなられたか(交通事故を除く)、重い障 がいにより働けず、生活事情が苦しく、教 育費に困っている家庭の生徒。</p> <p>(対象学校) 高等学校、高等専門学校等</p> <p>(奨学金の申込時期) ○ 予約申込(中学3年生対象) 1次募集… 7月31日締切り 2次募集… 12月15日締切り 3次募集… 2月28日締切り ○ 対象学校入学後の申込 1次募集… 5月20日締切り 2次募集… 9月30日締切り 3次募集… 12月31日締切り</p>	<p>(貸付) ○奨学金(無利子) 高校、高専の場合(月額) 国公立 25,000円、私立 30,000円 ○入学一時金(無利子) 私立高等学校 300,000円</p> <p>(返還) 貸与終了後、6ヵ月の据置期間経過後、返 還開始。(20年以内に返還)</p>											
<p>交通遺児育英会の奨学 <small>しょうがく</small> <small>きん</small></p> <p>(お問い合わせ先) (公財)交通遺児育英会(0 3-3556-0773,0120 -52-1286) (http://www.kotsuiji.com)</p>	<p>(主な申請要件) 保護者の方が道路上の交通事故で亡く なられたか、重い後遺障がいにより働けず 経済的に困っている家庭の生徒。(応募時 25歳までの人が対象) 家計の基準は家族数により異なります。</p> <p>(対象学校) 高等学校、高等専門学校、専修学校高等 課程等</p> <p>(奨学金の申込時期) ○ 予約申込(中学3年生対象) ・1次募集(4月～8月) ・2次募集(9月～翌年1月) ○ 対象学校入学後の申込 4月～翌年1月の期間に随時申込み。</p>	<p>(貸付) ○奨学金(無利子) 高校、高専、専修学校高等課程の場合 2万円,3万円,4万円から選択(月額) ○入学一時金(無利子) 高校、高専、専修学校高等課程の場合 20万円,40万円,60万円から選択</p> <p>(返還) 貸与終了後、6ヵ月の据置期間経過後、返 還開始。(20年以内に返還)</p>											
<p>看護職員修学資金 <small>しゅうがく</small> <small>しきん</small> <small>かじつけせいど</small> <small>しゅうがく</small> <small>しきん</small></p> <p>(お問い合わせ先) 鳥取県福祉保健部健康 医療局医療政策課 (0857-26-7190)</p>	<p>(主な申請要件) ○ 看護職員を養成する学校又は養成所 に在学する方 ○ 卒業後、鳥取県内の医療機関等で看護 職員として従事する意思のある方</p> <p>(申込時期) 対象学校入学後の申込み。(4月中頃ま でに申込み)</p>	<p>(貸付) ○修学資金(無利子)</p> <table border="1" data-bbox="975 1514 1544 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">設置主体、貸付額(月額)</th> </tr> <tr> <th>自治体・国公立等</th> <th>民間立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>准看護師養成所</td> <td>15,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>看護系5年一貫校</td> <td>32,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4月、7月、10月、1月に3か月分まと めて貸付けます。(初回は7月頃に6か 月分まとめて貸付)</p> <p>(返還) ○返還期間 借りた期間と同じ期間内に返還 ※ 看護職員養成施設を卒業した日から2年 以内に免許を取得し、かつ鳥取県内の医療 機関等で引き続き5年間、看護職員の業務 に従事した場合は、貸付額の全額あるいは 半額が免除されます。ただし、看護系5年 一貫校を卒業した人が、准看護師として就 業しても免除の対象になりません。</p>	区分	設置主体、貸付額(月額)		自治体・国公立等	民間立	准看護師養成所	15,000円	21,000円	看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
区分	設置主体、貸付額(月額)												
	自治体・国公立等	民間立											
准看護師養成所	15,000円	21,000円											
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円											

名称・お問い合わせ先	主な要件等	貸付・返還方法等								
<p>にほんせいざくきんゆうこうこくに 日本政策金融公庫（国の教育ローン 教育一般貸付）</p> <p>（お問い合わせ先） 日本政策金融公庫教育ローンコールセンター（0570-008656）（https://www.jfc.go.jp）</p>	<p>（主な申請要件） 世帯の年間収入（所得）が次表の金額以内であること。</p> <table border="1" data-bbox="427 255 933 405"> <thead> <tr> <th>子どもの数</th> <th>給与所得者（事業所得者）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>790万円(590万円)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>890万円(680万円)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990万円(770万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4人以上の場合はお問い合わせ先で御確認ください。子どもの数が1人又は2人の場合は、一定の要件を満たすと、所得が990万円以下まで対象が広がる場合があります。</p> <p>（対象学校） 修業年限 6 ヶ月以上の教育施設（中学校卒業以上の方を対象とする教育施設）</p>	子どもの数	給与所得者（事業所得者）	1人	790万円(590万円)	2人	890万円(680万円)	3人	990万円(770万円)	<p>（貸付） 生徒 1 人につき 350 万円以内 利率 年 1.76% （平成 29 年 11 月 10 日現在） ひとり親家庭、世帯年収 200 万円以内または子ども 3 人以上かつ世帯年収 500 万円以内 利率 年 1.41% （平成 29 年 11 月 10 日現在）</p> <p>※利率は金融情勢によって変動します。</p> <p>（返還） 返済期間 15 年以内（交通遺児家庭、ひとり親家庭、世帯年収 200 万円以内または子ども 3 人以上かつ世帯年収 500 万円以内の家庭は 18 年以内）</p>
子どもの数	給与所得者（事業所得者）									
1人	790万円(590万円)									
2人	890万円(680万円)									
3人	990万円(770万円)									

※ 奨学金制度は、貸付けが終了した方からの返還金を財源として、新たな奨学生に貸付けを行っています。生徒・保護者の双方が、返還が必要であることを十分に認識して、制度を利用してください。

3 高校生等奨学給付金について

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。給付を受けるには申請が必要です。）

区分	高校生等奨学給付金																												
対象	次のすべてに該当する高校生等の保護者に対して給付します。 ○ 市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯 ○ 保護者、親権者等が鳥取県内に在住 ○ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く）。																												
支給額等	次の区分により給付します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">支給対象者</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">支給額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生活保護（生業扶助）受給世帯 （通信制在学者も同額）</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: right;">32,300 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: right;">52,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">生活保護受給世帯以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第1子の高校生等がいる世帯</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: right;">80,800 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: right;">89,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: right;">129,700 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: right;">138,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通信制課程の高校生等がいる世帯</td> <td style="text-align: center;">国公立</td> <td style="text-align: right;">36,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: right;">38,100 円</td> </tr> </tbody> </table>			支給対象者	支給額（年額）		生活保護（生業扶助）受給世帯 （通信制在学者も同額）	国公立	32,300 円	私立	52,600 円	生活保護受給世帯以外			第1子の高校生等がいる世帯	国公立	80,800 円	私立	89,000 円	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700 円	私立	138,000 円	通信制課程の高校生等がいる世帯	国公立	36,500 円	私立	38,100 円
支給対象者	支給額（年額）																												
生活保護（生業扶助）受給世帯 （通信制在学者も同額）	国公立	32,300 円																											
	私立	52,600 円																											
生活保護受給世帯以外																													
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	80,800 円																											
	私立	89,000 円																											
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第 2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700 円																											
	私立	138,000 円																											
通信制課程の高校生等がいる世帯	国公立	36,500 円																											
	私立	38,100 円																											
その他	○ 申請には、申請書のほか、市町村民税所得割額を証明する書類又は生活保護（生業扶助）受給証明書並びに高校生本人等の健康保険証の写しの提出が必要です。																												
お問い合わせ先	鳥取県教育委員会事務局育英奨学室（0857-26-7541）																												

この資料に関するお問い合わせは
 各制度を担当する機関又は
 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
 電話:0857-29-7145 ファックス:0857-26-8176
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

中学校・高等学校進路指導担当者 様

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父で、20歳未満のお子さんを扶養している方等への貸付金です。

つきましては、ひとり親家庭の児童への進路指導等の際に参考にしていただくとともに、適宜、該当するご家庭等に対して本貸付制度の紹介をお願いします。

なお、就学支度資金について、従来、申請の際に合格通知を併せて添付していただいておりますが、今後は、資金が必要な際に速やかに貸付けができるよう、状況に応じて、願書の提出の段階から申請を受け付け、合格後に合格通知を添付していただく等、できる限り円滑な貸付の実施に努めさせていただきます。

なお、適時に貸付を行うためには、早めに相談・申請をしていただくことが必要です。本貸付をご紹介いただく際は、併せて、下記のお住まいの地区の相談窓口に、事前に相談するようご助言いただきますようお願いいたします。

記

【貸付の相談窓口】

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
鳥取市こども家庭課	0857-20-3465	琴浦町福祉あんしん課	0858-52-1715
米子市福祉政策課	0859-23-5135	北栄町福祉課	0858-37-5852
倉吉市子ども家庭課	0858-22-8220	日吉津村福祉保健課	0859-27-5952
境港市子育て支援課	0859-47-1077	※大山町福祉介護課	0859-54-5207
岩美町福祉事務所	0857-73-1339	南部町福祉事務所	0859-66-5522
若桜町福祉事務所	0858-82-2233	伯耆町福祉課	0859-68-5534
智頭町福祉事務所	0858-75-4102	日南町福祉事務所	0859-82-0374
八頭町福祉事務所	0858-72-3583	日野町福祉事務所	0859-72-0334
※三朝町子育て健康課	0858-43-3520	江府町福祉事務所	0859-75-6111
湯梨浜町総合福祉課	0858-35-5374		

※三朝町又は大山町にお住まいの方は、次の窓口にご相談ください。

[三朝町] 鳥取県中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課 電話 0858-23-3126

[大山町] 鳥取県西部総合事務所福祉保健局福祉支援課 電話 0859-31-9308

【制度に関する問合せ】

問合せ先	電話番号
鳥取県福祉保健部青少年・家庭課	0857-26-7869
鳥取県東部福祉保健事務所福祉企画課(平成30年3月まで)	0857-22-5625
鳥取県中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課	0858-23-3126
鳥取県西部総合事務所福祉保健局福祉支援課	0859-31-9308

母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）の概要

（主な申請要件）

- 母子家庭の母、父子家庭の父（県内に住所を有し、扶養する児童が対象学校に入学する場合）又はその扶養する児童本人。
- 県内に住所を有する父母のない児童。
- 修学資金は鳥取県育英奨学資金を受けていないこと。
- 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となる。
- 借主が児童の場合、連帯保証人が1名必要。
- 母子・父子自立支援員等が借主、連帯借主に対し面談を実施。

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸し付けます。

（貸付限度額）

- 就学支度資金（入学時のみ：無利子）

区 分	貸付限度額	
国公立の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円
私立の高等学校、専修学校（高等課程）	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円

- 修学資金（無利子）

区 分		貸付限度額（月額）	
高等学校、専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学 27,000 円	自宅外通学 34,500 円
	私 立	自宅通学 45,000 円	自宅外通学 52,500 円
高等専門学校 ※（ ）内は4年次以降の貸付限度額	国公立	自宅通学 31,500 円 (67,500 円)	自宅外通学 33,750 円 (76,500 円)
	私 立	自宅通学 48,000 円 (79,500 円)	自宅外通学 52,500 円 (90,000 円)
短期大学、専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学 67,500 円	自宅外通学 76,500 円
	私 立	自宅通学 79,500 円	自宅外通学 90,000 円
大 学	国公立	自宅通学 67,500 円	自宅外通学 76,500 円
	私 立	自宅通学 81,000 円	自宅外通学 96,000 円

（返 還）

- 返還期間
修学資金（20年以内）、就学支度資金（5年以内）
- 返還方法
学校卒業後、6カ月の据置期間経過後、年賦・半年賦・月賦の方法により返還。

（申込時期）

- 随時申込み。
※申請から貸付決定までに時間を要する場合があります。適時に貸付を行うために、早めの相談をお願いします。